

平成25年度

事業計画書

## ○基本理念

～笑顔あふれるまちづくり  
ひとりの和から大きな輪へ～

## ○基本方針

社会福祉協議会本来の目的である、共に支えあう地域づくりを市民や関係機関と一体になりながら行います。そのため、職員の資質向上を図りながら、地域福祉部門と介護サービス部門が深く連携する事業実施体制づくりを行います。

市民に社会福祉協議会の存在意義や機能、事業などについてあらゆる場で紹介することにより、社会福祉協議会に対する協力と支援がさらに得られるようにします。そのために事業の構成やその財源などをある程度統一できないか検討しながら広報活動を充実させ、無料出前講座などで職員が地域や市民の中に入り、直接話しかける機会を増やします。

## ○重点事項（第2期地域福祉活動計画）

- (1) みんなで支えあう地域ぐるみの福祉活動を進めます
- (2) 福祉活動に対する関心を高め、多様なボランティア活動を支援します
- (3) きめ細やかで柔軟な総合相談体制と生活支援を強化します
- (4) 誰もがその人らしく、地域で安全に安心して暮らせる福祉サービスの充実に努めます
- (5) 市民から信頼される社協をめざします。

## ○事業内容

### 1. 法人運営部門

社会福祉法人として適切な運営を行いながら、社協職員としての責任を自覚し、地域の支えあいを市民とともにつくっていく専門職としての知識や技術の向上を図ります。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会などの開催
- ②役職員交流研修会や新任職員、中堅職員研修会の開催
- ③新会計基準会計システムへの移行準備
- ④役員構成の検討
- ⑤職員給与体系の検討

## 2. 地域福祉部門

平成21年度策定の「第2期地域福祉活動計画」を基本としながら、市民がお互いに支えあう地域づくりや自主的なボランティア活動などの支援を積極的に取り組みます。介護部門と情報の共有を図りながら支援を必要とした方々に総合的な支援体制づくりを行います。

コミュニティソーシャルワーカーの研修を受けた職員を中心に社会福祉協議会全体の事業構成を検討し、市民にわかりやすい事業展開を図ります。

### (1) みんなで支えあう地域ぐるみの福祉活動をすすめます

#### ①笑顔あふれるまちづくり委員会の充実

委員会の開催による地域の福祉課題の把握や社会福祉協議会事業に対する意見や提言を集約するとともに、地域のサロンなどの事業に参加協力をお願いします。

#### ②福祉員活動の充実

社協会費のとりまとめや地域の福祉情報の把握、市民からの要望取り次ぎなどの充実を図ります。

#### ③福祉座談会やふれあいサロンの開催

町内会や集落単位での座談会開催の支援を行ったり、高齢者が気軽に参加できる「ふれあいサロン」の開催などについて様々な支援を行います。

#### ④地域支えあい活動推進事業

町内会や集落単位で開催される「福祉連絡会」や自主的に開催される「ふれあいサロン」に支援を行います。

#### ⑤高齢者交流事業の開催

○一人暮らしや高齢者世帯、障がい者の交流事業開催

##### ・大曲地域

一人暮らし高齢者交流事業

##### ・神岡地域

ふれあいがっこ茶広場、一人暮らし高齢者の集い

##### ・西仙北地域

ふれあい花壇地域交流事業、手帳保持者の集い、四つ葉会、生き生き講座、にこにこ会食会、

##### ・中仙地域

一人暮らし高齢者の集い

- ・ 協和地域  
おんこの会
- ・ 仙北地域  
高齢者世帯等交流事業
- ・ 南外地域  
独居高齢者親睦会
- ・ 太田地域  
高齢者の集い、独居高齢者の集い

(2) 福祉活動に対する関心を高め、多彩なボランティア活動を支援します

① 中央、東部、西部の地域ごとに小、中、高校、特別支援学校と福祉教育推進連絡会を開催し、学校等と連携を深めながら様々な福祉の心を育む事業を実施します。

- ・ ゆいゆいきゃっぷ
- ・ 菜のはなタイム
- ・ サマーショートボランティア
- ・ ふれあい弁当（協和）
- ・ 世代間交流事業（神岡、中仙）

② ボランティア団体や活動への支援

- ・ 大仙市ボランティア連絡会や大仙雪まる隊への支援
- ・ ボランティア保険加入

③ 災害時に備えたボランティアセンターの体制強化

(3) きめ細やかで柔軟な総合相談体制と生活支援を強化します

① 誰でも気軽に福祉の相談ができる体制づくり

- ・ 職員による一般相談や弁護士、司法書士による専門相談の実施
- ・ 高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所での介護相談の対応

② 調査による地域の福祉課題の把握

- ・ 民生児童委員協議会との連携による気になる世帯の把握や高齢者実態把握事業の実施

③ 資金貸付事業による生活支援

- ・ たすけあい資金貸付事業

- ・生活福祉資金貸付事業

(4) 誰もがその人らしく、地域で安全に安心して暮らせる福祉サービスの充実に努めます

①結いっこサービスの充実

介護保険制度などの公的サービスでは対応できない日常生活のちょっとしたお手伝いをする「結いっこサービス」をより利用者に寄り添う内容に変えながら内容の充実に努めます。

②生活・介護サポーターの養成

結いっこサービスに参加するサポーターの養成講座を開催するとともにサポーターが活躍する場を拡大します。

③一人暮らしや高齢者のみの世帯で日常生活に不便や不安のある方に対する支援

- ・ふれあい安心電話の設置や電話での声かけ、協力員との連絡会の開催
- ・市営住宅に単身で生活する高齢者への電話での声かけ
- ・緊急時の連絡先や治療中の病名などを記載した身守りカードの作成、配布
- ・調理が困難な世帯へのお弁当の配達（週2回まで）
- ・一人暮らしのお宅への年賀状の発送（中仙、南外）
- ・雪おろし費用の補助（大曲）

④自宅で介護されている世帯への支援

- ・家族介護者交流事業や介護教室の開催
- ・車イスなどの福祉機器の貸出
- ・紙おむつ購入費の補助（南外、仙北）

⑤そのほかの事業

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・介護予防デイサービス事業（仙北）
- ・デイサービス事業（協和）

(5) 市民から信頼される社協をめざします

社会福祉協議会の役割や事業についてPRを行いながら市民の協力が得られる社会福祉協議会を目指します

- ①社会福祉大会の開催
- ②全市版、支所版広報の充実
- ③社会福祉協議会事業案内パンフレットの作成
- ④ホームページを利用した広報活動や情報の公開
- ⑤無料出前講座の実施

### 3. 介護サービス部門

訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業の3事業を3ステーションを核にし継続して実施します。介護が必要になっても安心して住み慣れた自宅で暮らせるように総合的な支援を行うために、介護保険制度ではカバーしきれない部分を地域福祉活動部門や高齢者あんしん相談室（包括支援センター）と連携を図りながら対応するとともに新たなサービス提供について検討します。

#### （1）訪問介護事業

要支援や要介護状態になっても可能な限り、居宅において生活できるように訪問介護員が訪問介護計画に基づきながら利用者宅に訪問し入浴や排せつ、食事の介助やその他生活全般にわたる援助を行います。

#### （2）訪問入浴介護事業

訪問入浴車で看護師1名と介護職員2名が訪問し、持参した浴槽とお湯で居室内で入浴サービスを実施します。

#### （3）居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネージャー）が、利用者の心身の状態や家族からの希望などをよく聞き取りながら、介護サービスの利用計画づくりを行います。介護保険サービスや地域福祉サービスの利用の仕方など介護全般にわたる相談にも対応します。

#### （4）障がい者居宅介護事業

身体などに障がいをお持ちの方々に対し訪問介護員を派遣し、食事や入浴、排せつなどの介護や家事の援助を行います。

#### （5）地域生活支援事業

身体などに障がいをお持ちの方々の外出支援や入浴車の派遣による訪問入浴を行います。

(6) 生活管理指導員の派遣事業

要介護認定審査で自立と判定された方の中で、調理や掃除などの支援が必要な方に訪問介護員を派遣します。

(7) 要介護認定訪問調査

大曲仙北広域市町村圏民組合からの受託事業で要介護認定を申請された方に対し、研修を受けた介護支援専門員が居宅や入院先に訪問し、心身の状態について調査を行います。

(8) 介護予防ケアプランの作成

大曲仙北広域市町村圏民組合からの受託事業で、要支援と認定された方々の介護予防サービスの利用計画を作成します。

4. 高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）部門

全市の日常生活圏域5圏域のうち大曲南部地域と協和地域に関して大曲市及び大曲仙北広域市町村圏組合から受託し、高齢者等が住み慣れた地域で生活が続けられるように支援を行います。平成25年度より「高齢者あんしん相談室」という愛称で呼ばれることとなります。

設置場所

- ・ 高齢者あんしん相談室南部：本所内
- ・ 高齢者あんしん相談室協和：協和支所内

(1) 総合相談・権利擁護事業

当事者やご家族、民生児童委員などから相談を受け、相談室に配置された主任ケアマネージャー、保健師（看護師）、社会福祉士がワンストップで解決できるように対応します。

(2) 介護予防ケアマネジメント

市が把握する特定高齢者に介護予防ケアプランを作成し自立を支援します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

主任介護支援専門員が、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが抱える困難事例などに対し適切なアドバイスを行い、利用者の自立を支援します。